平成31年度 広島市立美鈴が丘高等学校 部活動の方針

1 基本方針（ねらい）

⑴ 部活動を生徒一人ひとりの個性を発揮する場ととらえ、生徒の能力や特性の拡大を図る。

⑵ 同じ目的、目標をもつ者同士が集団の中で高め合うことを通して、人間性や社会性を養う。

2 適切な運用のための体制

⑴ 活動計画等の作成及び公表

ア 部活動顧問は、本方針に則り、年間の活動計画や毎月の活動計画、活動実績を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、年度当初に各部活動の活動計画を学校のホームページで公表する。

⑵ 指導・運営に係る体制の構築

ア 教職員は、校長のリーダーシップの下、適切に休養日を設定し、活動時間を守るなど、長時間勤務の解消に向け、業務改善や勤務時間管理等を行い、部活動の円滑な実施に努める。

イ 部の新設や廃止等を含めた部活動の管理・運営については、本校の「クラブ細則」に基づき、適切に行う。

3 安全で効率的･効果的な活動の推進

⑴ 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

⑵ 部活動顧問は、生徒が意欲を持って、主体的に活動することができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、専門的な指導者の助言を参考にするなどして、安全で効果的な指導を行う。

⑶ 部活動顧問は、各中央競技団体や関係団体等が作成する指導手引を活用し、医・科学的な見地に基づいた指導を行う。

4 休養日及び活動時間等

⑴ 休養日

【 平 日 】 各部活動単位で１日

【 週 末 】 土曜日又は日曜日のいずれか１日

※ 週末の大会が連続することなどにより、週当たり２日以上の休養日確保が難しい場合は年間を通じた休養日の平均が週２日以上となるよう、休養日を他の日に振り替えることができる。

⑵ 活動時間

【 平 日 】 長くても２時間程度

【 週 末 】 長くても３時間程度

※ 大会等の参加前に活動時間を確保する必要があることなどにより、上記時間内で活動することが難しい場合は、年間を通じた活動時間の平均が週１６時間未満となるよう計画し、活動することができる。

⑶ 完全下校時間

4月	19:00	7月	19:00	10月	19:00	1月	18:30
5月	19:00	8月（授業日）	19:00	11月	18:30	2月	19:00
6月	19:00	9月	19:00	12月	18:30	3月	19:00

※11月第2週より18:30とする。

⑷ その他（早朝練習や定期考査週間及び期間中の活動等）

ア 早朝練習は、大会等の前に校長が許可した場合に限り、実施することができる。

イ 長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。特別な場合を除き、学校閉庁中には部活動を行わない。

ウ 定期考査週間及び期間中の活動は、原則、行わないこととする。ただし、大会等の前に校長が許可した場合に限り、実施することができる。

5 学校単位で参加する大会等

部活動が参加する大会等は、以下のとおりとする。

① 高等学校体育連盟や高等学校文化連盟が主催若しくは共催する大会等

② 校長が、本方針を踏まえ、精査・承認した大会等